

官報

号外

平成六年六月十四日

○第百二十九回 衆議院會議録 第二十七号

平成六年六月十四日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成六年六月十四日

正午開議

第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時二分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第一、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。地方行政委員長栗屋敏信さん。

消防法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、消防作業に従事した者に係る災害補償の対象範囲を、構造上区分された建築物等に係る応急消火義務者のうち一定の者まで拡大するとともに、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験資格に係る都道府県知事の認定制度を廃止する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るものであり、六月六日本委員会に付託され、去る十日石井自治大臣から

ら提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第二、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。労働委員長松岡清男さん。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔松岡清男君登壇〕

○松岡清男君 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、その職業の安定を図るために必要な支援措置を講ずるとともに、障害者の処遇の改善等のために助成金制度の充実

を図ろうとするものであります。

その主な内容は、
第一に、都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、支援の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を、市町村レベルにおいて障害者雇用支援センターとして指定することができるとし、この障害者雇用支援センターが、職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、事業主等に対して地域のボランティアに関する情報を提供する業務を行うものとするのであります。

第二に、身体障害者雇用納付金制度における助成金制度について、障害者の処遇の改善等を図るための配置転換または職種転換に伴い必要となる施設及び障害者の福祉の増進を図るための施設の設置等に対する助成金の新設、障害者雇用支援センターの業務に要する費用に充てるための助成金の支給等の充実を図るものとするのであります。

本案は、去る六月八日参議院より送付され、同日付託となり、同月九日鳩山労働大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成六年六月十四日 衆議院會議録第二十七号

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

日程第三 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長高橋辰夫さん。

〔本号末尾に掲載〕

〔高橋辰夫君登壇〕

○高橋辰夫君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化にかんがみ、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、現行法の裁量の余地のない相互主義を緩和すること。

第二に、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士の職務経験年数の要件を緩和すること。

第三に、外国法事務弁護士の事務所の名称に係る規制を緩和すること。

第四に、外国法事務弁護士が我が国の弁護士と共同の事業を営むことに係る現行法の規制を緩和すること。

委員会においては、六月七日中井法務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十日質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行ったところ、本案

は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

出席國務大臣

法務大臣 中井 治君
労働大臣 鳩山 邦夫君
自治大臣 石井 一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法

特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る十日、土井議長は、羽田内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十九回国会政府委員に

任命することを承認した。

外務省経済局長 原口 幸市

(政府委員任命)

一、去る十日、羽田内閣総理大臣から土井議長あて、十日議長において承認した原口幸市を、同日第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十日、羽田内閣総理大臣から土井議長あて、第百二十九回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
外務省経済局長 朝海 和夫 (解職) 平六・六・二〇
務代理

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

小坂 憲次君

小平 忠正君

山崎広太郎君

五十嵐広三君

石破 茂君

大矢 卓史君

野田 佳彦君

永井 哲男君

補欠

石破 茂君

大矢 卓史君

野田 佳彦君

永井 哲男君

小平 忠正君

山崎広太郎君

五十嵐広三君

法務委員

辞任

亀井 静香君

津島 雄二君

枝野 幸男君

衛藤 晟一君

宮里 松正君

宇佐美 登君

補欠

衛藤 晟一君

宮里 松正君

宇佐美 登君

亀井 静香君

津島 雄二君

枝野 幸男君

大蔵委員

辞任

永井 哲男君

五十嵐広三君

農林水産委員

辞任

広野ただし君

愛野興一郎君

商工委員

辞任

武山百合子君

須藤 浩君

運輸委員

辞任

須藤 浩君

武山百合子君

労働委員

辞任

愛野興一郎君

古賀 正浩君

中野 寛成君

青木 宏之君

石田 美栄君

石田 美栄君

白沢 三郎君

安全保障委員

辞任

不破 哲三君

科学技術委員

辞任

野田 佳彦君

山崎広太郎君

環境委員

辞任

野田 聖子君

持永 和見君

石田 美栄君

亀井 静香君

補欠

五十嵐広三君

永井 哲男君

補欠

愛野興一郎君

広野ただし君

補欠

須藤 浩君

武山百合子君

補欠

須藤 浩君

武山百合子君

補欠

青木 宏之君

白沢 三郎君

石田 美栄君

愛野興一郎君

中野 寛成君

古賀 正浩君

補欠

東中 光雄君

補欠

山崎広太郎君

野田 佳彦君

補欠

亀井 静香君

津島 雄二君

中野 寛成君

野田 聖子君

津島 雄二君 特永 和見君
中野 寛成君 石田 美栄君

予算委員 辭任
數田 恵二君 補欠 不破 哲三君

(議案受領)
一、去る十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
薬事法の一部を改正する法律案
予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)
予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)
以上二件 厚生委員会 付託

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
道路運送車両法の一部を改正する法律案
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所を設置し承認を求むるの件
商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案
特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三條により送付する。
平成六年六月六日
参議院議長 原 文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

消防法の一部を改正する法律案
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第十三条の三第四項中「一」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に、「又は」と同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者」を、その他その者に準ずるものとして自治省令で定める者に改め、同条第五項中の「外」を「のほか」に、「命令」を「自治省令」に改める。
第十七条の八第四項中「一」を「いすれかに」に改め、同項第一号中「高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校」を「大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校」に改め、「工業化学」の下に「土木」を、「学科」の下に「又は課程」を加え、同項第三号を次のように改める。
三 前二号に掲げる者に準ずるものとして自治省令で定める者
第十七条の八第五項中「命令」を「自治省令」に改める。
第三十六條の三第二項中「前項」を「第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建

物としての用途に供することができるもの(以下この条において「専有部分」という。)がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第二十五条第一項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつたときも、前項と同様とする。
一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者
二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、自治省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他の建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の自治省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

第三十九條の二第一項中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。
第三十九條の三第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。
第四十條第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「警戒防禦」を「警戒防禦」に、「あたり」を「当たり」に改める。
第四十一條第一項及び第四十一條の二から第四十一條の六までの規定中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第四十二條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。
第四十三條第一項、第四十三條の二から第四十四條まで、第四十六條及び第四十六條の二中「十万円」を「二十万円」に改める。
第四十六條の三を次のように改める。

第四十六條の三 第十六條の十三第二項又は第二十一條の二十二の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
本則中第四十六條の三の次に次の一項を加える。
第四十六條の四 第二十一條の十六の四第一項又は第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十九條の二から第四十四條まで及び第四十六條から第四十六條の三までの改正規定並びに本則中第四十六條の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
二 第十三條の三及び第十七條の八の改正規定並びに次条の規定 平成七年四月一日
(経過措置)
第二条 平成七年四月一日前に、改正前の消防法(以下この条において「旧法」という。)第十三條の三第四項第一号の規定に基づいて都道府県知事が認定した者(都道府県知事が旧法第十三條の五第一項の規定に基づき自治大臣の指定する者に危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせている場合にあつては、当該自治大臣の指定する者が認定した者)は当該認定に係る試験については改正後の消防法(以下この条において「新法」という。)第十三條の三第一号の自治省令で定める者と、旧法第十七條の八第四項第三号の規定に基づいて都道府県知事が認定した者(都道府県知事が旧法第十七條の九第一項の規定に基づき自治大臣の指定する者に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせている場合にあつては、当該自治大臣の指定する者が認定し

た者)は当該認定に係る試験については新法第十七条の八第四項第三号に掲げる者とそれぞれみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第四条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定は、同条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化等に対応するため、消防業務協力者に係る補償制度の対象範囲を拡大するとともに、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の受験資格の認定制度の廃止等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 消防作業に従事した者に係る損害補償に関する事項

消防作業に従事した者に係る補償制度の対象範囲を第二十五条第一項の規定により消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない者のうちの一定の者まで拡大するものとする。

2 甲種危険物取扱者試験の受験資格に関する事項

都道府県知事による甲種危険物取扱者試験の受験資格の認定制度を廃止するため所要の規定の整備を図ること。

8 甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項

都道府県知事による甲種消防設備士試験の受験資格の認定制度を廃止する等所要の規定の整備を図ること。

4 罰則に関する事項

罰金額等の引上げを図ること。

5 その他

その他所要の規定の整備を図ること。

6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定に関する経過措置その他所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

(三) 甲種危険物取扱者試験及び甲種消防設備士試験の受験資格の認定に関する経過措置その他所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、消防業務協力者に係る補償制度の対象範囲の拡大等を行うとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成六年六月十日

地方行政委員長 栗屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の実施(第九條の十二・第九條の十三)」を「第四節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の実施(第九條の十二・第九條の十三)」と改める。

第九條の三「次節第一款」の下に「及び第九條の十三第三号」を加える。

第九條の二「第四号中「及び地域障害者職業センター」を、「地域障害者職業センター及び第九條の十二第二項の障害者雇用支援センター」に改め、同条第五号中「第九條の四第一号」の下に「及び第九條の十三」を加える。

第九條の四「地域障害者職業センター」の下に「及び第九條の八第二項中「措置」の下に、第九條の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業務」を加える。

第二章第四節中第九條の十三を第九條の十九とし、第九條の十二を第九條の十八とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第九條の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。)の区域(当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「障害者雇用支援センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九條の十三 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就い

た支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に對して、当該支援対象障害者の雇用に必要な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（地域障害者職業センターとの関係）
第九條の十四 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号までに掲げる業務を行うものとする。

（事業計画等）
第九條の十五 障害者雇用支援センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者雇用支援センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

出しなければならない。

（監督命令）
第九條の十六 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに對し、第九條の十三に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができ、（指定の取消し等）
第九條の十七 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するとき、第九條の十二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九條の十三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に關し不正の行為があつたとき。
三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第十八條第二号中「第二号の三」を「第二号の五」に改め、同条第二号の三中「事業主」の下に「又は当該事業主の加入している事業主の団体」を加え、同条を同条第二号の五とし、同条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 身体障害者である労働者を雇用する事業主に對して、身体障害者である労働者の処遇の改善又は雇用の継続を図るために行う配置転換又は職種転換に伴い必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
二の四 身体障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に對して、身体障害者である労働者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（罰則に關する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の改正）
第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十六條第四項中「第二章第四節」を「第二章第五節」に改める。

第十八條第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 障害者雇用支援センターに對して、身体障害者の雇用の促進又は継続に係る第九條の十三第一号に掲げる業務（前号の教育訓練に該当するものを除く。）及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第三十六條第二項中（明治二十九年法律第八十九号）を削る。
第八十二條中「障害者職業センター」の下に「障害者雇用支援センター」を加える。

附 則
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（罰則に關する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の改正）
第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十六條第四項中「第二章第四節」を「第二章第五節」に改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
に關する報告書
一 議案の目的及び要旨
本法案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、その職業の安定を図るために必要な支援措置を講ずるとともに、障害者の処遇の改善等を図るために必要となる施設の設置又は整備に對する助成金の新設等助成金制度の充実を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に對し、支援の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を市町村レベルにおいて「障害者雇用支援センター」として指定することができる。この障害者雇用支援センターは、基本的な労働習慣を体得させるための訓練である職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、地域のボランティアに關する情報を収集・整理し、事業主等に対して提供する業務を行うものとする。

2 身体障害者雇用納付金制度における助成金の支給業務について、次に掲げる措置を加えるものとする。

（一）障害者を雇用する事業主に對して、障害者の処遇の改善又は雇用の継続を図るための配置転換又は職種転換に伴い必要となる施設の設置等に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

（二）障害者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に對して、障害者の福祉の増進を図るための施設の設置等に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

（三）障害者の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金の支給対象者に事業主の団体を加えること。

（四）障害者雇用支援センターに對して、その業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

3 この法律は、平成六年十月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
障害者の雇用に関する状況にかんがみ、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に對し、その職業の安定を図るために必要な支援措置を講ずるとともに、助

図るために継続的な支援を必要とする障害者に對し、支援の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を市町村レベルにおいて「障害者雇用支援センター」として指定することができる。この障害者雇用支援センターは、基本的な労働習慣を体得させるための訓練である職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、地域のボランティアに關する情報を収集・整理し、事業主等に対して提供する業務を行うものとする。

2 身体障害者雇用納付金制度における助成金の支給業務について、次に掲げる措置を加えるものとする。

成金制度の充実を図ることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成六年六月十日

労働委員長 松岡清壽男
衆議院議長 土井たか子殿

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成六年四月十九日

内閣総理大臣 細川 護熙

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法の一部を改正する法律案
外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中、相互の保証の下にを削る。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後、国内において弁護士又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士又は当該外国法事務弁護士に対しその外国弁護士となる資格を取得した外国の法に関する知識に基づいて行つた業務の提供は、通算して二年を限度としてその資格を取得した外国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、承認をすることができない。
一 弁護士となる資格を有する者に対し第一項

第一号の外国においてこの法律による取扱ひと実質的に同等な取扱ひが行われていないこと。

二 弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国においてこの法律による取扱ひと実質的に同等な取扱ひが行われていない場合において、そのことを理由に承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるることとなること。

第十二条中「以内」の下に「又は第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内」を加える。
第十四条第二項第五号を削り、同条第三項を次のように改める。

8 法務大臣は、承認後に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じているときは、当該各号に規定する外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。

一 弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱ひと実質的に同等な取扱ひが行われなくなり、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるることとならないこと。

二 弁護士となる資格を有する者に対し引き続き外国においてこの法律による取扱ひと実質的に同等な取扱ひが行われていない場合において、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるることとならないこと。

第三十条第一項第四号中「第二項第一号から第四号まで又は第三項」を「若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項」に改める。
第四十五条第二項を次のように改める。

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの(以下「所属事業体」という。)の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合において、その外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。
第四十七条第二項を次のように改める。

2 外国法事務弁護士は、第四十五条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加するときに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

第四十九条の次に次の三条を加える。
(特定共同事業)

第四十九条の二 外国法事務弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

一 第三条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる法律事務
二 国内において効力を有し、又は有した法(条約その他の国際法を除く。)がその全部に適用され、又は適用されるべき法律事件(当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件及び外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総数の二分一以上に相当する株式又は出資の総額の二分

の一以上に相当する持分を保有する会社の依類による法律事件を除く。)についての法律事務であつて、その取扱ひについて当該法以外の法に関する知識を必要としないもの

2 前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行つた法律事務の取扱ひ若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての業務の提供(通算して二年に限る。)又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行つた経験は、国内において弁護士として行つた職務の経験とみなす。

8 外国法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業(以下「特定共同事業」という。)を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

(特定共同事業に係る届出)

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
4 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の

規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士の、特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該特定共同事業に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

(特定共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士の、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(承認の基準等に関する経過措置)

2 改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新法」という。)第十条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「旧法」という。)第九条第一項の規定による申請をしていない者についても適用があるものとする。

(承認の失効に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた外国法事務

平成六年六月十四日 衆議院会議録第二十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

務弁護士で、この法律の施行の際現に旧法第四十条第二項の規定による承認の取消しを受けていない者については、新法第十二条の規定を適用する。この場合においては、同条中「第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日」とあるのは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行の日の翌日」とする。

(承認の取消しに関する経過措置)

4 新法第十四条第三項の規定は、この法律の施行の際現に旧法第七条の規定による承認を受けている者についても適用があるものとする。

5 この法律の施行の際現に外国法事務弁護士である者に対するこの法律の施行前に生じた事実に基づく懲戒の処分については、なお従前の例による。

理 由

最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士に係る承認の基準について相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化するため必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士に係る承認の基準

についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等のため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 我が国が外国と外国弁護士受入制度に係る条約その他の国際約束を締結したときは、その相手国において我が国の外国弁護士となる資格を有する者に対し我が国の外国弁護士受入制度による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていないときであっても、その外国の外国弁護士となる資格を有する者に対し外国法事務弁護士となる資格の承認をすることができるとする。

2 国内において弁護士又は外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件の下に、通算して二年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入することとする。

3 外国法事務弁護士が自らの請求により登録の取消しを受けた場合について、現行法の法務大臣による裁量的な承認の取消しの制度を廃止し、その者が登録の取消しを受けた後六箇月以内に再度登録の請求をしないときは外国法事務弁護士となる資格の承認が失効することとする。

4 外国法事務弁護士の事務所の名称中には外国法事務弁護士の氏名を用いなければならないとする現行法の規制を撤廃するとともに、一定の要件の下に、外国法事務弁護士の事務所の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用することができることとする。

5 外国法事務弁護士は、五年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律

事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを営むことができることとし、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むときは、一定の事項を日本弁護士連合会に届け出なければならないこととする。

二 議案の可決理由

本法案は、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認められる。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月十日

法務委員長 高橋 辰夫

衆議院議長 土井たか子殿

平成六年六月十四日 衆議院会議録第二十七号

明治二十五年三月三十一日
第三編 郵便物 可

(第二十五号の発送は都合により後日となるため、第二十七号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三円
送料	別